

## 令和3年度 平川市すこやか住宅支援補助金事業のお知らせ

平川市では、定住の促進と人口増加を図るため、市内に住宅を取得する移住者や子育て世帯、新婚世帯を対象に、住宅取得にかかる費用の一部を補助します。

### 《対象となる方》

申請日において、次のいずれかに該当する方です。

- ・5年以上平川市に住民登録がなく移住する予定の方
- ・5年以上平川市に住民登録がなく移住し、転入後2年以内の方
- ・平川市に転入予定の子育て世帯または新婚世帯
- ・平川市に住民登録している子育て世帯または新婚世帯

\*子育て世帯・・・申請日において中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯。

\*新婚世帯・・・申請日において婚姻日から2年以内である夫婦で構成される世帯、または、実績報告時まで婚姻し夫婦となることが見込まれる者がいる世帯。



### 《対象となる住宅》

- ・平川市内にあり、補助金を申請する方が所有し居住する住宅です。

新築住宅・建売住宅・中古住宅（個人から購入される方は事前にご相談ください）

\*住宅の延べ床面積75㎡以上で、店舗併用住宅は住宅部分の延べ床面積が2分の1以上であること。

### 《補助金額》

区分	対象者		移住者		市内の子育て世帯・新婚世帯		
	市内業者	市内業者以外	県外			県内（市外）	
			子育て世帯・新婚世帯	子育て世帯・新婚世帯以外		子育て世帯・新婚世帯	子育て世帯・新婚世帯以外
市内業者	100万円	60万円	60万円	30万円	30万円		
市内業者以外	80万円	40万円	40万円	20万円	20万円		

\*補助金の額は、この表に定める額または補助対象経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切捨て）のいずれか低い方とする。

\*市内業者とは、平川市内に本社、本店、支店、営業所等を置く建築・不動産業者です。

\*土地購入、外構工事、家具・電化製品の購入等に要する費用は、補助対象外となります。

\*申請者の他に住宅の所有者がいる場合、補助金額が変わる場合があります。詳しくはお問合せください。

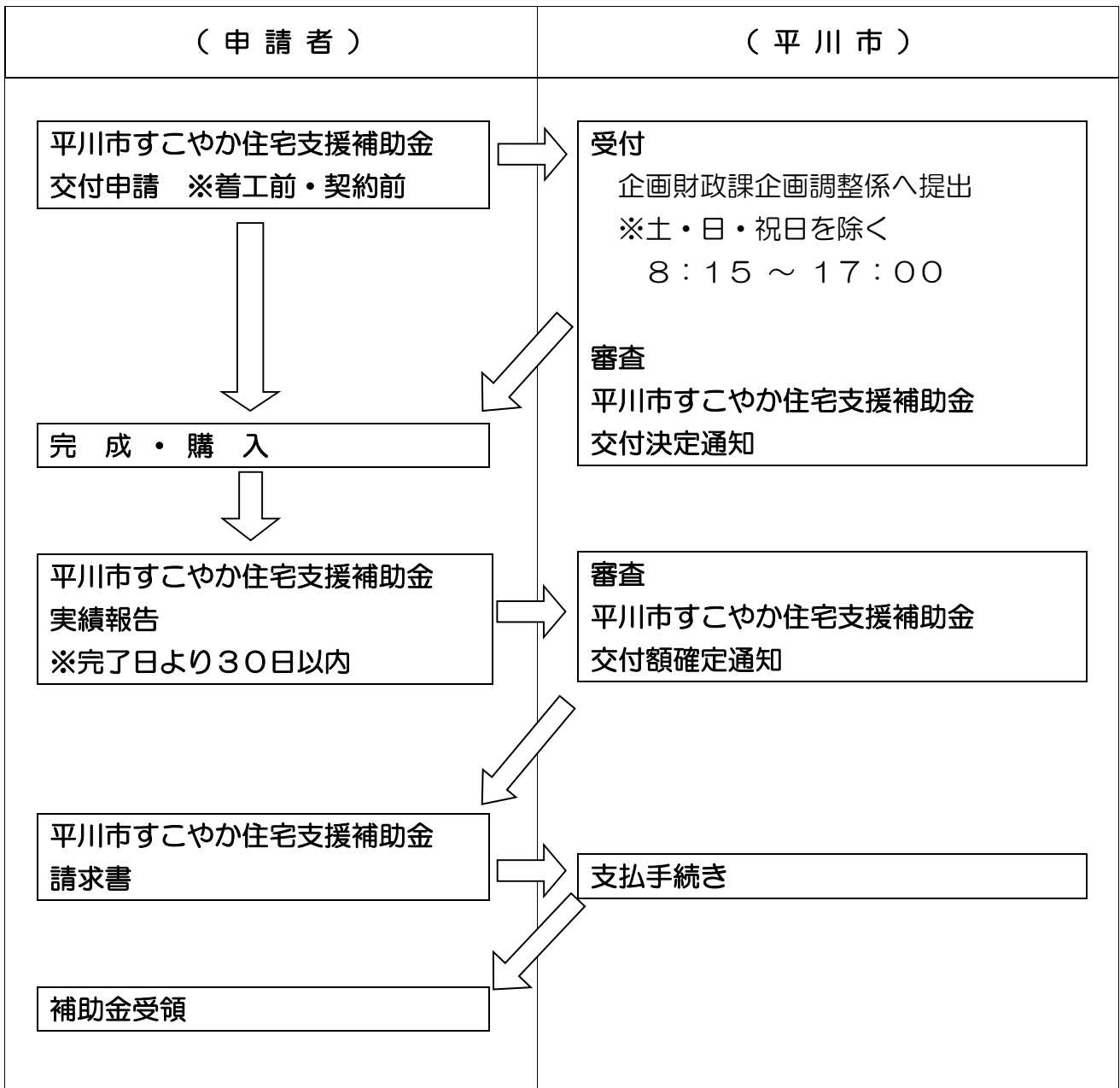
### 《申請場所》

- ・平川市役所本庁舎 4階 企画財政課（土・日・祝日除く）8：15～17：00

《その他の要件》

- 以前に子育て住宅支援補助金又はすこやか住宅支援補助金の交付を受けた方は対象となりません。
- 令和3年度中に着工または購入契約を行わないものについては対象となりません。
- 申請日以前に「新築工事を着工している場合」、または「住宅の売買契約をしているもの」は補助対象外となります。  
 (施工箇所の着工前の写真、または、購入予定建築物の写真が必要となります。)
- 市税等の滞納のある方(同居する親族を含む)は対象となりません。  
 交付決定後も、市税等の滞納がある方は返還になります。
- 実績報告時点で町会への加入が確認できない場合は補助対象外となります。
- その他補助対象外となる場合があります。

《手続きの流れ》



※審査、支払い手続きは概ね1か月程度要します。

## 《申請について》

- 平川市すこやか住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。  
※新築の場合は着工前、購入の場合は売買契約前に申請してください。

なお、着工日は施工業者が現場で工事を始めた日とします。

### 【添付書類】

- 定住誓約書（様式第2号）
- 新築の場合は契約書の写し（契約金額の内訳明細がついたもの）
- 購入の場合は契約書（案）の写し（契約金額の内訳明細がついたもの）
- 施工箇所の着工前の写真又は購入予定建築物の写真
- 新築の場合は工事概要がわかる図（案内図・配置図・立面図・平面図等）
- 購入の場合は住宅の間取図
- 確認済証の写し（都市計画区域内に新築する場合）
- 住民票謄本（住所が平川市以外の場合）
- 申請者及び同居する親族の前年度（令和2年度）納税証明書等又は滞納がないことの証明書（平川市以外の場合）
- 世帯に妊婦がいる場合、母子健康手帳の写し（出産予定日、母親の氏名がわかる部分）
- 新婚世帯の場合は、夫婦記載のある戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）または婚姻届受理証明書（実績報告時までに婚姻し夫婦となることが見込まれる者がいる世帯の場合、実績報告時に提出。）
- その他市長が必要と認めるもの

## 《実績報告について》

- 平川市すこやか住宅支援補助金実績報告書（様式第7号）を提出してください。  
※完了日（支払いや完成検査、登記が終わった日）から30日以内に提出してください。

### 【添付書類】

- 町会加入証明書（様式第8号）
- 住宅の登記事項証明書の写し  
※ 住宅の登記事項証明書は、登記完了証や登記識別情報とは異なります。  
また、電子証明書でこれに代えることはできません。
- 領収書、金融機関の振込受付書等、住宅の取得費用の支払いを証明できる書類の写し
- 実施状況を証明する写真
- 検査済証（都市計画区域内に新築した場合）または売買契約書（購入の場合）の写し
- その他市長が必要と認めるもの

## 《申請受付・問い合わせ先》

平川市企画財政課企画調整係

TEL 0172-44-1111 内線 1433・1434・1436

※ご不明な点があれば、申請前でも是非ご相談ください。